





令和4年度インフルエンザ予防接種のお知らせ

インフルエンザワクチンは、発症そのものを完全に防御することはできませんが、重症化や合併症の発症を予防する効果が証明されています。流行前に接種して重症化予防に役立てましょう。

種類	高齢者インフルエンザ	小児インフルエンザ
公費負担の期間	令和4年10月1日(土)～令和5年1月31日(火) ※この期間以外では公費負担は受けられません。ご注意ください。	
対象者	<p>① 65歳以上の方【基準日：令和5年1月31日】 ※65歳の誕生日を迎える前でも接種できます。</p> <p>② 60～64歳の方で下記の障害を有する方 心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する方で、厚生労働省令で定めるもの(内部障害1級の方)。</p>	<p>① 未就学児【満1歳*～年長児】 平成28年4月2日～令和3年9月30日生まれ ★令和4年10月1日時点で満1歳になっている方が対象</p> <p>② 15歳【令和5年4月1日時点での年齢】 平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれ</p> <p>③ 18歳【令和5年4月1日時点での年齢】 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ</p>
自己負担金	<p>医療機関で定めた額から 公費負担分2,600円を差し引いた額</p> <p>※県外医療機関で接種する場合は、医療機関へ全額お支払いいただいた後、償還払い(払い戻し)となります。</p> 	<p>① 未就学児の方 ◆市内協力医療機関で接種する場合 自己負担金なし</p> <p>◆市外医療機関で接種する場合 医療機関で定められた額から、接種1回あたり 公費負担分4,000円を差し引いた額</p> <p>② 15歳、③ 18歳の方 医療機関で定められた額から 公費負担分1,000円を差し引いた額</p> <p>※市外医療機関(一部を除く)で接種する場合は、医療機関へ全額お支払いいただいた後、償還払い(払い戻し)となります。</p>
場所	医療機関にて個別接種	
	市内の実施医療機関については、広報うしく令和4年3月15日号掲載の「すこやか」、または市ホームページをご覧ください。	市内の実施医療機関については、市ホームページをご覧ください。
予診票	対象者となる方へは令和4年9月末に個別郵送します ※牛久市から他の市町村に転出した場合は、異動日から予診票は無効となります。	
接種当日持参するもの	<p>◎予診票 ◎住所・年齢が確認できるもの(健康保険証等) ◎自己負担金 ◎予防接種記録票(オレンジ色の用紙) 23価高齢者肺炎球菌の予診票送付時に同封していますが、紛失した場合には、市内医療機関に設置していますのでご利用ください。保健センターでもお渡しできます。</p>	<p>◎予診票 ◎住所・年齢が確認できるもの(健康保険証等) ◎母子健康手帳 ◎自己負担金</p> 

※その他、接種の詳細については予診票同封のお知らせまたは市ホームページをご覧ください。
※インフルエンザワクチン(不活化ワクチン)と他の予防接種(新型コロナワクチンを含む)との接種間隔に関する規定はありません。医師と相談の上、接種をお願いします。



▲高齢者インフル
エンザ予防接種



▲小児インフル
エンザ予防接種